

鳥取市立湖山西地区公民館運営委員会規約

第1条 本会規約は、公民館の円滑な運営を図ることを目的として、湖山西地区公民館館則第四条（4）号のただし書に基づきこれを定める。

第2条 本会の名称は、湖山西地区公民館運営委員会と称し、事務局を公民館内に置く。

第3条 本会は、公民館長の委嘱により、次の団体の代表者および学識経験者を以って構成する。

- 1) 湖山西地区内の各自治組織
- 2) 湖山西地区内の各種団体等

第4条 本会の任務は次のとおりとする。

- 1) 湖山西地区公民館長の諮問に応ずること。
- 2) その他必要な事項

第5条 本会に次の役員を置き、運営委員会において選出する。

委員長	1名
副委員長	若干名
常任委員	若干名
監事	2名

第6条 役員並びに運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期中において各種所属団体又は組織代表者の変更があった場合は、後任者がその残任するものとする。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1) 委員長は、本会を代表し、会議の議長となり議事を進行する。
- 2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故ある場合は、これを代表する。
- 3) 常任委員は、隨時会務を審議する。
- 4) 監事は、会計を監査する。

第8条 本会は、次の会議を開催する。

(1) 運営委員会

運営委員会は毎年4月にこれを開催し館長の諮問に応じ、次の項目について審議決定する。ただし、必要のある場合は隨時開催することができる。

- イ. 館則の制定および改廃
- ロ. 事業報告および決算の承認
- ハ. 公民館主催による主要事業および予算案の審議
- ニ. 役員の選出
- ホ. その他の必要事項

(2) 常任委員会

常任委員会は、必要に応じて隨時開催することができる。

審議事項は、次のとおりとする

- イ. 運営委員会に提出する議案の審議
- ロ. 公民館主催による主要事業の執行
- ハ. その他必要事項

(付則)

1. この規約は、平成4年4月1日よりこれを施行する。
2. この規約を一部改正し、平成5年4月1日よりこれを施行する。
3. この規約を一部改正し、平成9年4月1日よりこれを施行する。
4. この規約を一部改正し、平成20年4月1日よりこれを施行する。
5. この規約を一部改正し、平成27年4月25日よりこれを施行する。